

藤沢市立中学校課外活動費補助金交付要綱

制定 昭和55年4月1日
改正 昭和60年4月1日
平成17年4月1日
平成19年9月1日
平成22年4月1日
平成26年3月17日

(目的)

第1条 この要綱は、藤沢市立中学校教育の充実を図るとともに保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校における課外活動に対し助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は市立各中学校における課外活動に要する経費とする。また、補助を受ける者は市立各中学校において組織された課外活動団体とする。

(補助金等)

第3条 各中学校課外活動運営委員会に対する補助金(経常的補助金)は補助金総額から特別課外活動費補助金及び新設校への加算額を控除した後の額とする。

- 2 各中学校課外活動運営委員会に対する補助金の額は、当該中学校の生徒数に1,600円を乗じて得た額(生徒割)と、前号の額から生徒割額を控除した額を中学校数で除した額(学校割)の合計額とする。
- 3 特別課外活動費補助金については全国大会等の出場のため必要が生じた場合に課外活動運営委員会から教育委員会に補助申請を受け、交通費等を補助する。
- 4 前2号により1円未満の端数が生じたときは切り捨てとする。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする団体の代表者は次の書類を教育委員会を経て市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書

(交付決定)

第5条 市長は予算の範囲内において補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金交付の決定を受けた代表者は請求書及び口座振込み依頼書を別に定められた日まで教育委員会に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 交付を受けた代表者は事業終了後1ヶ月以内に事業報告書に収支決算書をそえて市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 代表者は課外活動に係わる予算の執行に関し、必要な帳簿等を備え付け整備しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

この要綱は昭和55年4月1日から適用する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年9月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年3月17日から施行する。